

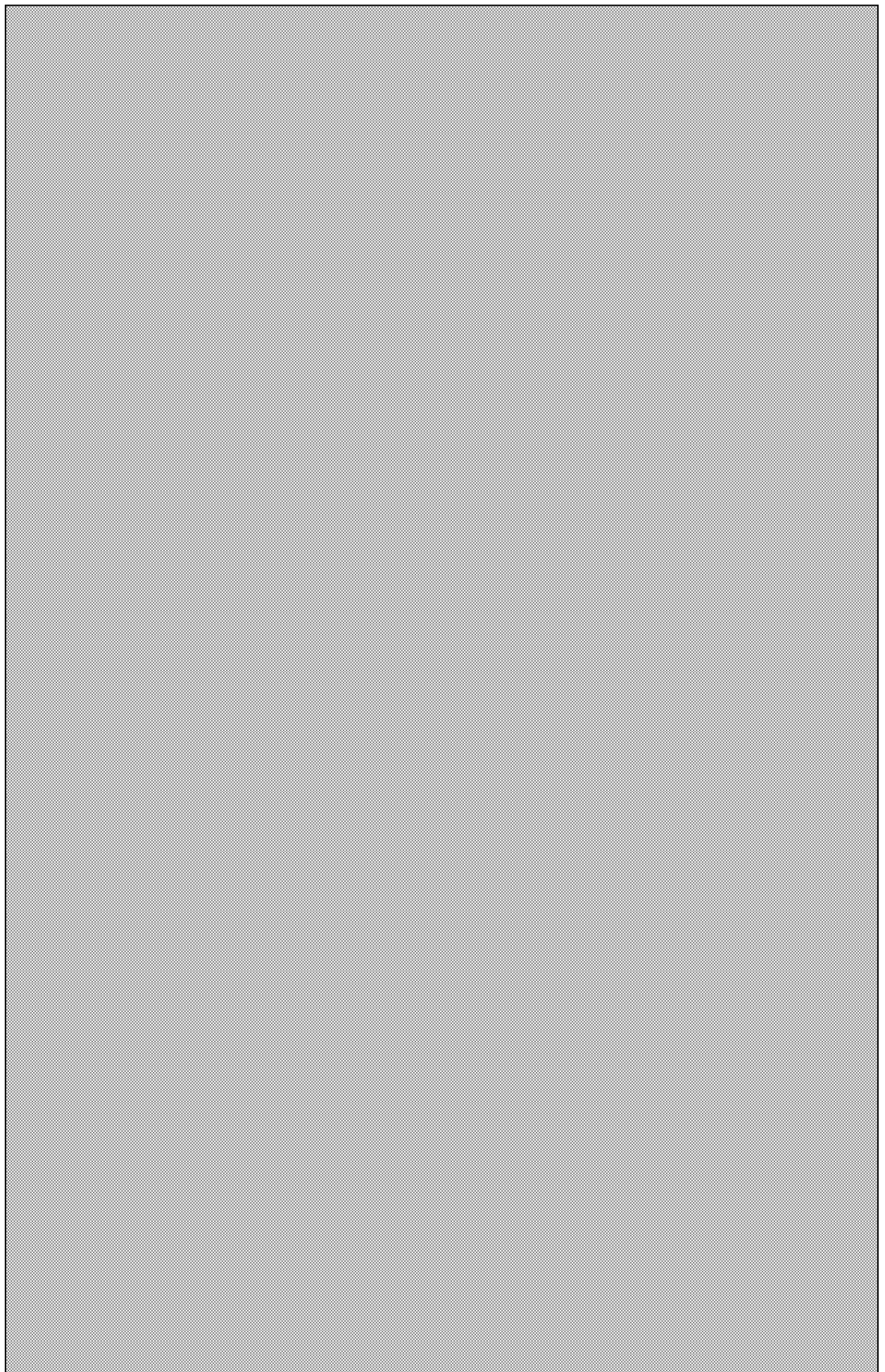
※ 指示があるまで問題を開かないでください。

令和6年度 専門系専門試験問題 (法律)

令和6年5月12日(日)実施

注意事項

- 1 問題は6分野あります。4つの分野を選択し、解答してください。
- 2 解答用紙は、必ず1問につき1枚を使用し、専門区分、受験番号及び氏名を記入してください。
- 3 解答用紙の選択問題欄は、選択した問題番号に○印をつけてください。
- 4 解答内容は、解答に至った経過についても残しておいてください。
- 5 試験時間は60分です。
- 6 この問題は持ち帰ることができます。ただし、解答用紙は白紙でも必ず提出してください。



No.1 憲法

内閣に関する次の文章中の〔ア〕～〔オ〕に入る適切な語句を答え、〔カ〕～〔コ〕に当てはまる語句を下の【語群】から選び、その記号で答えよ。

「内閣は、〔ア〕の行使について、〔イ〕に対し〔ウ〕して責任を負う」（憲法第 66 条第 3 項）。

内閣構成員の資格として、憲法は、内閣総理大臣その他の国务大臣は〔エ〕でなければならないという要件（憲法第 66 条 2 項）と、国务大臣の過半数は〔オ〕でなければならないという要件（憲法第 68 条第 1 項但し書）の 2 つを定める。

内閣総理大臣は国会議員の中から、国会の議決で指名し、〔カ〕が任命する。内閣総理大臣は、内閣の〔キ〕であり（憲法第 66 条 1 項）、その権限の 1 つに国务大臣の〔ク〕がある。

日本国憲法に衆議院の解散権を明示した規定はない。憲法第 7 条第 3 項は天皇の〔ケ〕の 1 つとして衆議院の解散を挙げている。また、憲法第 69 条は衆議院の内閣不信任決議に基づく解散を規定している。現在では、憲法第 7 条によって〔コ〕に実質的解散権が存するという慣行が成立している。

【語群】

- a. 公的行為 b. 象徴 c. 国事行為 d. 国民 e. 最高裁判所長官 f. 参議院
g. 参議院議員 h. 衆議院 i. 衆議院議員 j. 首長 k. 政治的権能
l. 逮捕同意権 m. 天皇 n. 同輩中の首席 o. 内閣 p. 内閣総理大臣
q. 任免権 r. 認証

No. 2 行政法

行政事件訴訟に関する次の文章中の〔ア〕～〔オ〕に当てはまる語句を下の【語群】から選び、その記号で答えよ。また、〔カ〕～〔コ〕に入る適切な語句を答えよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

行政事件訴訟として、4つの訴訟類型（〔ア〕訴訟・〔イ〕訴訟・〔ウ〕訴訟・〔エ〕訴訟）が定められている。これらとの関連で、主観訴訟と客観訴訟の区別が論じられる。主観訴訟とは、国民の〔オ〕の保護を目的とするものである。〔ア〕訴訟・〔イ〕訴訟は主観訴訟であり、〔ウ〕訴訟・〔エ〕訴訟は客観訴訟である。

このうち、〔ア〕訴訟とは、「行政庁の〔カ〕の行使に関する不服の訴訟」である。また、〔ウ〕訴訟の具体例としては、〔キ〕法によって規定されている住民訴訟がある。

行政事件訴訟法の定める〔ア〕訴訟の代表例は、〔ク〕や〔ケ〕の取消しの訴えである。また、〔コ〕の訴えは「非申請型」と「申請型」の2つの訴えが区別されている。

【語群】

- a. 機関 b. 客観 c. 権利利益 d. 抗告 e. 個人 f. 主観 g. 当事者
h. 法秩序維持 i. 民衆 j. 給付 k. 確認 l. 形成

No. 3 民法

日本の契約に関する次の文章中の ～ に入る適切な語句を答え、 ～ に当てはまる語句を下の【語群】から選び、その記号で答えよ。ただし、同一の記号の箇所には同一の語句が入るものとする。

私的自治の原則が契約の局面で具体化したのが契約自由の原則であり、具体的には の自由、 の自由、 の自由、内容形成の自由がある。

民法典には、13 の契約類型が並べられており、これを という。これら以外の契約類型は 。

契約当事者の原則として、両当事者の合意のみによって成立する。このような契約のことを といい、合意以外に物の交付を必要とするものを という。

契約の効力のうち、 当事者の公平の観点から、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる権利を という。これは、相手方の債務が弁済期にないときに行使 。

また、 とは、 において、一方の債務が履行不能（原始的不能を含む）である場合に、債権者は反対債務の履行を拒絶することができるか否かという問題である。

【語群】

- | | | | | | |
|----------|-------------|----------|---------|---------|--------|
| a. 危険負担 | b. 契約解除 | c. 双務契約 | d. 諾成契約 | e. できない | f. できる |
| g. 典型契約 | h. 同時履行の抗弁権 | i. 非典型契約 | j. 片務契約 | | |
| k. 許されない | l. 許される | m. 要式契約 | n. 要物契約 | o. 留置権 | |

No.4 刑法

日本の未遂犯と中止犯に関する次の文章中の「ア」～「オ」に当てはまる語句を下の【語群】から選び、その記号で答えよ。また、(①)～(③)に入る適切な文章や語句を答えよ。ただし、同一の記号の箇所には同一の語句が入るものとし、(①)、(②)には、「減輕」・「免除」の一方または双方を用いた文章が入るものとする。

刑法第 43 条は、「犯罪の「ア」に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を(①)。ただし、「イ」により犯罪を中止したときは、その刑を(②)。」と規定する。犯罪の「ア」に着手しながらも「ウ」発生に至らない場合を未遂といい、未遂には「イ」により犯行を中止した中止未遂と、それ以外の(③)に分かれる。

中止犯が寛大に扱われる根拠には争いがあるが、「エ」説は、犯罪の中止を奨励し、法益の侵害を未然に防ごうとする。これに対して、「オ」説は、違法性や責任非難の一方または双方が減少すると考える。

【語群】

- a. 過失 b. 結果 c. 故意 d. 自己の意思 e. 自己の行為 f. 実行 g. 政策
h. 法律 i. 予備

以下の問 1 及び問 2 に答えよ。

問 1 日本の逮捕に関する次の文章中の〔ア〕～〔オ〕に当てはまる語句を答えよ。ただし、同一の記号の箇所には同一の語句が入るものとする。

何人も、〔ア〕として逮捕される場合を除いては、①権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する〔イ〕によらなければ、逮捕されない（憲法第 33 条）。逮捕は、被逮捕者の身体の自由という重大な権利・利益を侵害する強制処分であるから、原則として捜査機関のみの判断で行うことはできず、〔イ〕を発付することによって行わなければならない。事前に発付された逮捕状による逮捕を〔ウ〕という。逮捕状を請求できるのは、検察官または司法警察員であるが、司法警察員が警察官である場合、〔エ〕以上の者しか請求できない（刑事訴訟法第 199 条第 2 項）。

〔オ〕とは、検察官、検察事務官または司法警察職員が、死刑または無期もしくは長期 3 年以上の懲役・禁錮に当たる罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由がある場合に、急速を要し、逮捕状を求めることができないとき、その理由を告げて、〔イ〕のないまま被疑者を逮捕することをいう（刑事訴訟法第 210 条第 1 項）。

被疑者を司法警察員が逮捕した後、司法警察員は、被疑者に対し、直ちに（②）を告げなければならない（刑事訴訟法第 203 条第 1 項）。

問 2 上記の文章中の下線部①「権限を有する司法官憲」とは何か答えよ。また、（②）に入る 2 つの告げるべき事項を答えよ。

以下の問 1 及び問 2 に答えよ。

問 1 日本の弁論主義に関する次の文章中の ～ に当てはまる語句を答えよ。

弁論主義は、一般に 3 つに分けて説明される。

第 1 は、裁判所は当事者の しない事実を判決の基礎としてはならないというものである。ここにいう事実とは、主要事実であって、間接事実ではないと解される。

第 2 は、裁判所は当事者間に 事實はそのまま判決の基礎にしなければならないというものである。これを という

第 3 に、 は当事者が申請したものによらなければならない。これを の禁止という。

問 2 上記の文章中の下線部の「主要事実」、「間接事実」とは何か、それぞれ説明せよ。

